

中小企業のための
実用新案制度活用のおてびき

平成28年10月

東京都知的財産総合センター

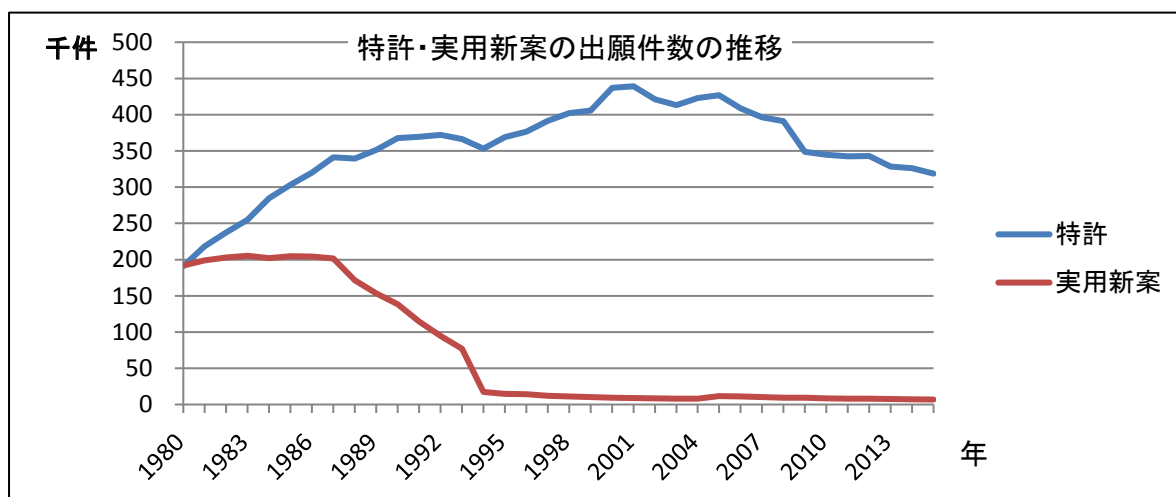
1. 実用新案とは？（特許との比較）

	特許	実用新案
対象	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの（発明） 製法もバイオも可。	物品の形状、構造又は組み合わせの考案（発明程の高度性は必要ない） 製法等は不可。
存続期間	出願から20年	出願から10年
審査	審査請求（出願から3年以内）により、詳細に審査。	方式審査だけで、 実体審査はなし。
権利行使	特許の設定登録から可能。	技術評価書 の取得が必要 又、権利行使には相当の注意も必要（自己調査等）。
出願から登録までの最低限の特許庁費用（請求項は1項で計算）	142,900円 （出願料、審査請求料、特許料1～3年分）	20,600円 （出願料、登録料1～3年分） 技術評価書；43,000～円

実用新案は、物品の形状、構造等に限られるので、出願には必ず**図面**が必要となります。

実体審査をしないので、権利行使には別途**技術評価書**が必要となります。

2. 実用新案の歴史



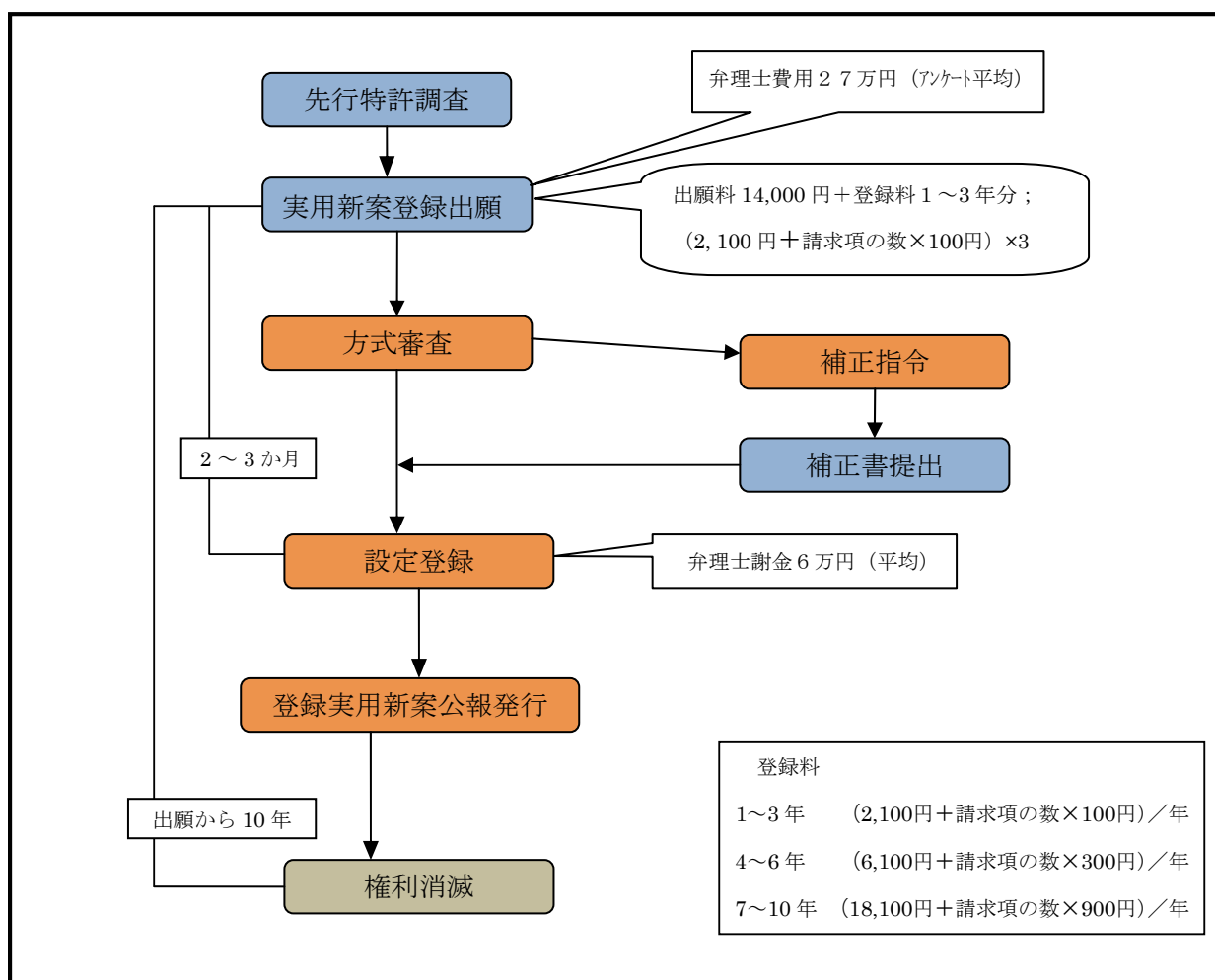
実用新案は、グラフからわかるように1980年（昭和55年）頃は特許とほぼ同数の出願がなされてきましたが、その後特許出願件数が伸びたのとは対照的に80年代末から減少に転じ、1994年（平成6年）を境にさらに激減し、最近では7千件台の出願件数にまで減っております。

《制度改正による、実用新案権利期間及び審査制度の変遷》

出願日	平成5年末まで	平成6年～ 平成17年3月末	平成17年4月以降
権利期間	登録（公告）日から 10年間（但し、出願 日から15年まで）	出願日から6年	出願日から10年
審査	あり（特許とほぼ同じ）	なし（技術評価書制度）	左に同じ

即ち、平成5年までは特許と制度的に近い旧実用新案制度であったのが、平成6年から新実用新案制度に移行したのです。これは、早期登録に対するニーズに対応し、無審査・事後評価型（技術評価書）の新実用新案制度を採用したものです。

3. 実用新案権利化のフロー

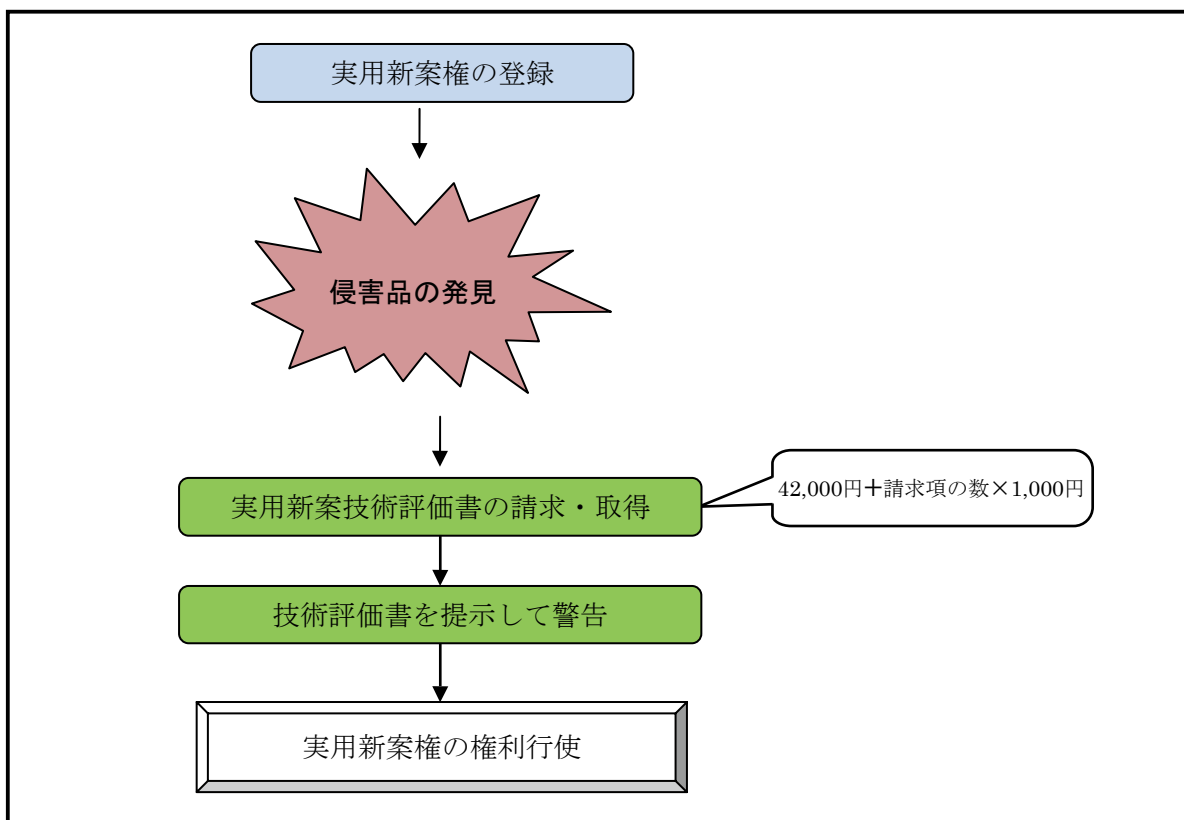


4. 実用新案の活用

(1) 登録番号の表示等

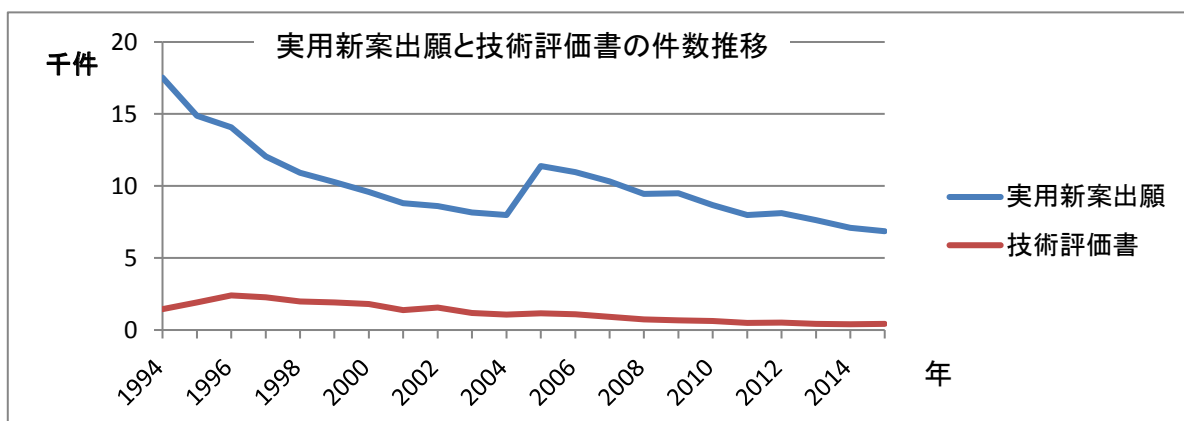
前項に示したように、非常に短期に登録されるので、その登録番号をカタログに表示するなど、ライバルに対する牽制効果が期待できます。但し、制度を良く知っている大企業などには、権利の有効性を否定される事態も起こり得ると予想されます。

(2) 権利行使する場合



注) 技術評価書請求は、出願と同時でも可能です。又、他人が請求することも可能です。

(3) 技術評価書の件数推移



技術評価書のサンプル

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書	
1. 登録番号	3012345
2. 出願番号	実願2004-092345
3. 出願日	平成16年5月1日
4. 優先日／現出願日	
5. 考案の名称	寝具付きぬいぐるみ (以下1頁省略)

12. 評価	
・ 請求項 1及び2 ・ 評価 1 ・ 引用文献等 1 ・ 評価についての説明	【評価1】 この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性が無い(実用新案法第3条第1項第3号)。 引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。 引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。 したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したもののにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収容できるように構成したもの」が記載されている。
・ 請求項 3 ・ 評価 2 ・ 引用文献等 1及び2 ・ 評価についての説明	【評価2】 この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性が無い(実用新案法第3条第2項)。 今回の改正により、評価の結果がより詳細に説明されることになりました！ 引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。 引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。 引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。
・ 請求項 4 ・ 評価 6 ・ 引用文献等 1、2及び3(一般的技術水準を示す参考文献)	【評価6】 新規性等を否定する先行技術文献を発見できない 今回の改正により、評価の結果がより詳細に説明されることになりました！

引用文献等一覧

1. 特開昭59-54321号公報
2. ○○○○編「生活百科(収納編)」(平成3年5月6日発行)○○社
3. 特開昭59-23456号公報

上記の例では、請求項1，2は評価1で新規性が否定されており、請求項3は評価2で進歩性が否定されているので、請求項1，2，3の権利行使は困難となります。

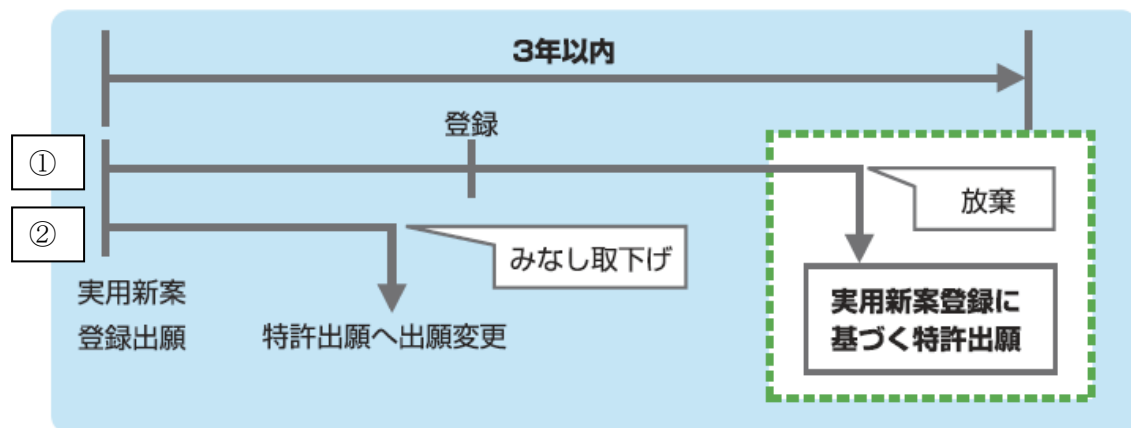
請求項4は評価6であって新規性等は否定されていないので、権利行使は可能ではないかと判断されます。しかし、前記(1. 実用新案とは)の表に示したように、権利行使(裁判等)は、慎重な姿勢が求められます。

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に登録公報の発行又は出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書等に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第7項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

(3) 特許出願へ変更する場合

- ① 実用新案を出願したのち権利期間を長く保持したい等、特許権が必要と判断することも考えられます。この場合、実用新案権で設定登録された後でも、出願から3年以内であれば**実用新案登録に基づいて特許出願**を行うことが可能です。尚、その場合、元の実用新案権は放棄しなければなりません。
- ② 尚、下図の実用新案登録前での特許出願への出願変更は可能です。（但し、登録まで、3か月程度の期間しかありません。）



注意事項 1 ; 特許出願の内容は、当然元の実用新案登録出願に記載された範囲内でなければなりません。また、実用新案の登録後（通常出願から2～3か月後）は、出願から1年以内でも優先権主張しての特許出願はできません。（元の実用新案をしっかりと書かないといけない、ということです。）

注意事項 2 ; 技術評価書を請求したものは、**特許出願への変更はできません**。

注意事項 3 ; 変更した出願が審査の結果拒絶査定になるなどした場合、再び実用新案に変更することはできません。

5. 実用新案の費用減免（特許庁）

実用新案については、個人向け（従って、中小企業は対象ではありません）に次の減免措置があります。尚、市区町村関係の減免事業はそれぞれお問い合わせ下さい。

	技術評価書請求	1～3年分の登録料
生活保護を受けている人	免除	免除
住民税非課税の人	免除	免除
所得税非課税の人	1／2軽減	3年間猶予

6. 実用新案のメリット・デメリット

特許権、実用新案どちらの権利を取得するかは、対象とするアイディアの内容と、実用新案のメリット・デメリットをよく理解して判断しなければなりません。

実用新案のメリット	実用新案のデメリット
・権利化が早い、技術評価書も早い ・手続きも簡易である。	・実体審査がないから、権利が不安定である。 ・技術評価が低いと、権利活用しにくい。
・費用が安くすむ	・権利期間が短い
・小発明でも権利が得られる	・製法、化学組成物、バイオ等は対象でない。

参考情報（世界の実用新案制度）

1. 特許、意匠、商標制度は、殆どの国が何らかの制度を持っています（特許では150カ国以上）が、実用新案は90数カ国とされています。又、日本以外の国では、中国、韓国、台湾、ドイツ、フランス、イタリア、オーストラリア、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの国が実用新案制度を持っていますが、米国、イギリス、インドは制度を持っていません。又、実用新案制度を持っている国も、殆どが実体無審査か簡易審査です。
2. 特許登録までに10年以上かかるタイや特許と併願が可能な中国などは、実用新案の利用価値が高いです。

2016年10月第6版

©東京都知的財産総合センター2009-2016